

---

# 総務省

---

# ローカル10,000プロジェクト

R4予算額(案)  
地域経済循環創造事業交付金 5.0億円の内数

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 国の重要施策(デジタル技術の活用、ローカル脱炭素の推進)と連動した事業については、重点支援。

## 事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域資源を活かした持続可能な事業
- ・ 行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・ 高い新規性・モデル性がある事業
- ・ 地域の中核となる大学と連携して実施する事業(調査研究費等)

対象経費は、  
・ 施設整備費  
・ 機械装置費  
・ 備品費

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村  
の事業は国費2/3, 3/4

重点支援(嵩上げ)

- ・ 「デジタル技術」国費10/10
- ・ 「ローカル脱炭素」国費3/4

公費による交付額 ※1

国費

地方費

地域金融機関による融資等 ※2

- ・ 公費による交付額以上
- ・ 無担保(交付金事業による取得財産の担保権設定は除く。)・無保証

自己  
資金等

※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円  
※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も対象

## これまでの実績(438事業、353億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む)(R3年12月末時点))

- ・ 公費交付額 125億円
- ・ 融資額 174億円
- ・ 自己資金等 54億円

## 重点支援

以下の①・②に該当し、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、手厚く支援

- ①生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費10/10】
- ②脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費3/4】

## ふるさと融資制度改革について（地域総合整備資金貸付事業）

2050年カーボンニュートラル実現目標や2030年度目標（温室効果ガス排出量2013年度比46%減）に向けて、地域脱炭素による地域の魅力と質を向上させる地方創生が喫緊の課題であることなどを踏まえ、制度の内容を拡充すること等により、ふるさと融資の利用を推進し、民間投資の促進を通じて地域の活性化につなげる。

### 制度改革の概要

#### ① 脱炭素化に資する事業に対する融資比率、融資限度額、雇用要件の適用（下記表中①）

「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第54号）に基づき市町村が認定する「地域脱炭素化推進事業」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」（令和4年通常国会提出予定）に基づき国の出資等により設立される株式会社が出資等を行う民間事業者の事業について、**最も高い融資比率及び融資限度額**とするとともに、**雇用要件の特例（都道府県・指定都市「1人以上」）**を適用する。

#### ② その他

- ・ 都道府県・指定都市に係る雇用要件について、**現行の「10人以上」を「5人以上」とする。**（下記表中②）
- ・ 地方団体が企業に無利子貸付をする際の償還期限について、**現行の「15年以内」を「20年以内」とする。**

（単位：億円）

		通常の地域		過疎地域（みなし過疎地域含む）・離島地域・特別豪雪地域		定住自立圏・連携中枢都市圏・東日本大震災被災地域（岩手県、宮城県、福島県）及び 脱炭素化に資する事業（①）	
		一般の地域	地域再生計画認定地域・沖縄県の区域	一般の地域	地域再生計画認定地域・沖縄県の区域		
都道府県・指定都市	融資比率		35%		45%		45%（※）
	融資限度額	通常の施設	42	52.5	54	67.5	67.5（※）
		複合施設	63	78.7	81	101.2	101.2（※）
	雇用		5人以上（②）（脱炭素化に資する事業（再生エネルギー電気事業を含む）は1人以上（①））				
その他市町村	融資比率		35%		45%		45%
	融資限度額	通常の施設	10.5	13.1	13.5	16.8	16.8
		複合施設	15.7	19.6	20.2	25.3	25.3
	雇用		1人以上				

※ 定住自立圏、連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引上げ措置については、都道府県は対象外

# 分散型エネルギーインフラプロジェクト

R4予算額(案)  
地域経済循環創造事業交付金 5.0億円の内数

○地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるエネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定を支援。

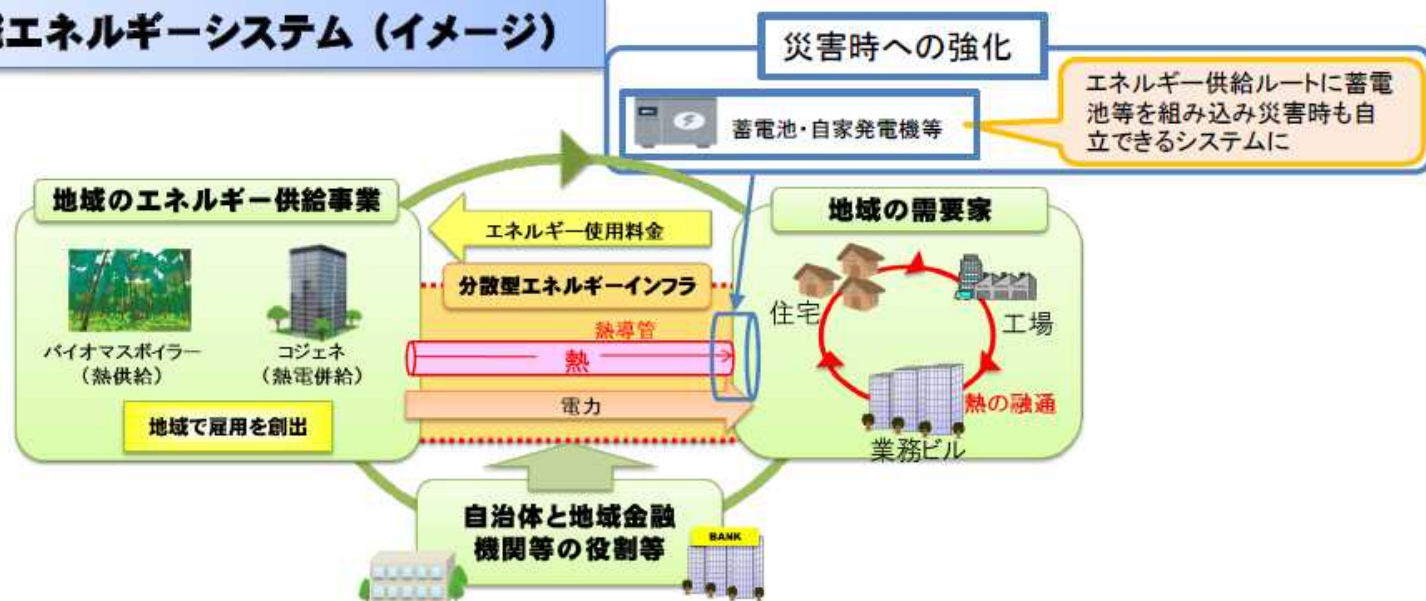
<補助対象> マスタープランの策定経費(上限2,000万円)

<補助率> 策定経費の1/2(財政力指数0.5未満市町村は2/3、財政力指数0.25未満市町村は3/4、新規性・モデル性の極めて高い事業計画は10/10)

<実績> これまでに58の団体が策定(平成26年度~令和2年度)

○各省連携のプラットフォームとして、総務省を窓口とする関係省庁タスクフォース(農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省)を設け、マスタープランの策定段階から事業化まで、徹底したアドバイス等を実施。

## 地域エネルギーシステム(イメージ)



## 一般的なエネルギーシステム



## 概要

○地域脱炭素の実現を人材面から支援するため、関係省庁と連携して、今後5年間の集中期間内に、**地域に不足している専門知識を有する外部専門家を紹介**するほか、**外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助**する仕組みを新たに創設。

## 事業スキーム(イメージ)



【課題】 国・地方が一体となって脱炭素に向けた取組を進める上で、自治体や地域には、地域脱炭素を実現するための専門人材が不足

助言の実施

### 総務省の支援内容

- ・関係省庁と連携して、各自治体が抱える課題に対応した外部専門家を紹介
- ・外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助

### 外部専門家



外部専門家のイメージ

(課題)

エネルギー事業の運営

再エネの安定供給方法や需要家の開拓方法

事業経営や資金調達

地域のエネルギー会社や関係者のコーディネート

(外部専門家)

⇒ 地域エネルギー会社の社員

⇒ 学識経験者

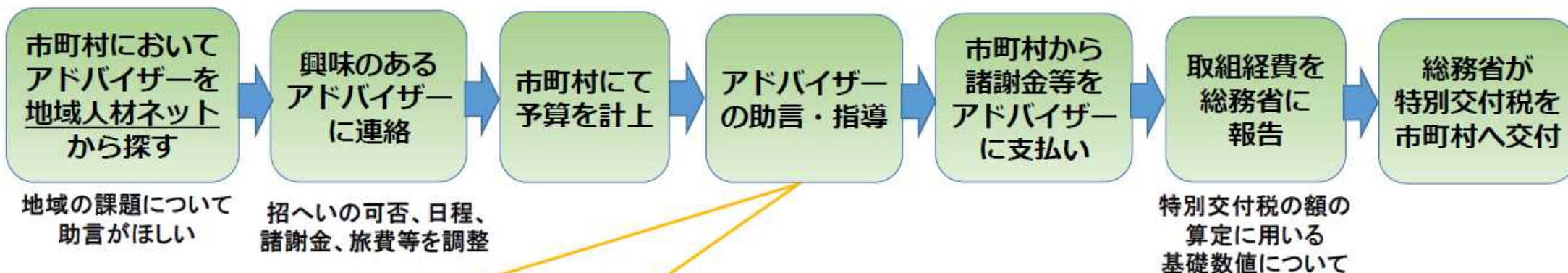
⇒ 金融機関社員

⇒ 事業化経験を有する自治体職員 等

## 外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

- 地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について総務省が支援
- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

### 対象市町村へのアドバイザー派遣の流れ



### 新潟県胎内市

#### 【取組事例】

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。

#### 【成果・効果】

ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い、出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



### 財政措置

#### ○対象市町村:

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立権に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村

#### ○財政措置の内容:

市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする。

- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
- ◇ 民間専門家等活用 (5,600千円/年)
- ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (2,400千円/年)

# 地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

## 対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

## 受入団体

①3大都市圏外の市町村

②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,429市町村

## 活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

○観光振興

○地域産品の開発・販路拡大

○ICT分野（デジタル人材）

○地域経済活性化（中小企業のハンズオン支援）

○中心市街地活性化

等

## 特別交付税措置

○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円／人

○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／人

○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／団体

（派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費）

## 期間

6カ月～3年

## 自治体

民間のスペシャリスト人材

を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

## 民間企業

社会貢献マインド

人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

（協定締結）